

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）北多久地区村下換地区の換地計画に基づき、令和4年12月26日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

令和5年2月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義